

第202000154121号
令和2年9月15日

一般社団法人鳥取県建設業協会会長
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長
一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
一般社団法人鳥取県電業協会会長
一般社団法人鳥取県警備業協会会長
一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部長
部落解放鳥取県企業連合会理事長
鳥取県技能士会連合会長
一般社団法人鳥取県測量設計業協会会長
一般社団法人鳥取県建築士事務所協会会長
一般社団法人鳥取県建築士会長
一般社団法人全国地質調査業協会連合会
中国地質調査業協会鳥取県支部長
一般社団法人日本補償コンサルタント協会鳥取県協議会長
一般財団法人建設コンサルタンツ協会中国支部鳥取県委員会代表

様

鳥取県県土整備部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に伴う感染予防対策の徹底について（通知）

令和2年9月13日に建設業従事者において、新型コロナウイルス感染症に一度に多数の人への感染を引き起こす「クラスター」が発生し、県内23例目の濃厚接触者等への検査により24例目から34例目までの11名の集団感染が確認されました。現在、感染経路等は調査中ではありますが、この度の感染患者は、県外から建設工事のために来県され、複数名が同じ作業員宿舎で過ごされたことが確認されています。

ついては、下記のとおり県土整備部発注の作業員宿舎を設けている工事及び業務（以下「工事等」という。）を対象に、別添指示書により作業員宿舎における感染予防対策の徹底を指示することとしたので、御承知いただくとともに貴団体会員への周知をお願いします。

記

1 対象工事及び業務

- (1) 9月14日の受注者への聞き取り調査の結果、作業員宿舎を設けている工事等。
- (2) 現時点で作業員宿舎を設置していないが、今後、作業員宿舎を設ける予定が明らかとなっている工事等。
- (3) 今後、契約する工事等で、作業員宿舎を設ける場合。

2 作業員宿舎における感染予防対策

国土交通省策定「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」8頁に記載の「(iii) 作業宿舎における対応」により、受注者は下請会社も含め作業員宿舎における感染予防対策を徹底すること。(参考) 国交省ガイドライン：<https://www.mlit.go.jp/common/001360076.pdf>

(iii) 作業員宿舎における対応

宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保するとともに、以下に掲げる事項等に取り組む。

- ・ 1 部屋当たりの宿泊人数を少なくする。
- ・ 手洗い時のタオルを撤去し、ペーパータオルを活用する。
- ・ 宿舎内においても、マスク着用を励行する。
- ・ 定期的に換気を実施する。
- ・ 不特定多数の者が触れる箇所を定期的に消毒する。
- ・ 食堂等において、対面で座ることがないように机等を配置する他、利用時間の分散など利用に当たってのルールを設定する。
- ・ 机と机の間に簡易的な仕切りを設置する。
- ・ 入浴時間の分散や湯船の増設など、入浴時における接触機会の低減に取り組む。

3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

受注者が追加で費用を要する感染拡大防止対策に係る経費の設計変更については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月28日付第202000029614号当職通知）により対応すること。

(担当) 技術企画課技術調査担当 椎木、中本
電 話：0857-26-7410
ファクシミリ：0857-26-8189